

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（案）に対する意見

2018年6月20日

早稲田大学法学学術院教授 黒沼悦郎

やむを得ない用事により第8回会合を欠席しますので、報告（案）について1点のみ意見を申し述べます。

報告（案）12頁において、役員報酬プログラムの開示について、固定報酬・短期業績連動報酬・中長期業績連動報酬のそれぞれの算定方法や、固定報酬と業績連動報酬の支給割合の内容、役職ごとの支給額についての考え方などを、具体的に分かりやすく記載することを求めるとしている点に賛成ですが、ここにいう報酬プログラムには、役員が使用人を兼務している場合の重要な使用人給与に係る報酬プログラムを含む旨を明らかにしていただきたいと考えます。

その理由は、役員が使用人を兼務し使用人給与が重要な部分を占める場合において、役員分の報酬プログラムのみの開示を求めるのでは、上記事項を開示させる目的を達成することができないからです。

また、有価証券報告書では、すでに、役員報酬と並んで、使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがある場合には、その総額、対象となる役員の員数及びその内容を記載することとされており、使用人兼務役員に係る使用人給与プログラムの概要の開示を求めることは、現在の有価証券報告書の記載事項とも整合的であると考えられるからです。

6月22日の会合に欠席しますので、ご判断は当日の審議及び最終的には座長に一任いたします。

以上